

平成30年11月22日

各位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション

代表者名 代表取締役社長 田中 秀明

(コード:4464、東証第二部)

問合せ先 取締役管理本部長 上尾 茂

(TEL. 06-6942-8761)

# 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分要領

(1)	処	分	,	朝	日	平成 30 年 12 月 10 日(月)
(2)	処分する株式の種類及び数					普通株式 222,800 株
(3)	処	分	1	画	額	1 株につき金 996 円
(4)	処	分	ń	総	額	221, 908, 800 円
(5)	処	分	予	定	先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(6)	そ		の		他	本自己株式の処分については、金融商品取引法における
						届出の効力発生を条件とします。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、「ソフト99従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、「本信託」といいます。)の導入を決議いたしました(本制度の概要につきましては本日付「「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)。本自己株式処分は、本信託導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、今後3年間の信託期間中に持株会が本信託により購入する予定数量に相当するものであり、平成30年9月30日現在の発行済株式総数22,274,688株に対し1.00%(小数点第3位を四捨五入、平成30年9月30日現在の議決権個数217,072個に対する割合1.03%)となります。

### ※信託契約の概要

(1)	信託の種類	指定金銭信託(他益信託)				
(2)	信託の目的	持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理・処分により得た				
		収益の受益者への給付				
(3)	委 託 者	当社				
(4)	受 託 者	みずほ信託銀行株式会社				
		みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約				
		を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。				
(5)	受 益 者	受益者適格要件を充足する持株会会員				
(6)	信託管理人	当社の従業員から選定				
(7)	信託設定日	平成 30 年 12 月 10 日 (予定)				
(8)	信託の期間	平成 30 年 12 月 10 日から平成 33 年 12 月 10 日まで (予定)				
(9)	議決権行使	受託者は、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の議決権行使指図に				
		従い、 当社株式につき議決権を行使します。				

#### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成30年10月22日から平成30年11月21日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である996円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額 996 円については、取締役会決議日の直前営業日の終値 999 円に対して 99.7%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,052 円(円未満切捨)に対して 94.7%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,098 円(円未満切捨)に対して 90.7%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

## 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及 び株主の意思確認手続は要しません。

以上